日本護国党
日本総合政策研究会
日本民生会
NEW JAPAN LIBERAL ASSOCIATION
農林水産同友会
濱口和久後援会
東日本雇用促進協議会
日志塾
福祉団体大竜会
福本潤一後援会
扶桑政治経済研究会
平安政経懇話会
平和への礎
芳盛社
北海道特区推進運動
民族運動松清同志會
村瀬総合企画事務所
木曜政経塾
山口同志会総本部
立風会
竜政会
笠哲哉事務所
労働党

海老沢富士男　茨城県水戸市千波町二五六三
木村　弘　東京都豊島区西池袋一―二九―五
千北　憲治　長崎県平戸市木引田町四七七
森田　昇一　神奈川県相模原市緑区東橋本二―八―八
吉田　正信　北海道函館市美原五―四九―四
濱口　和久　東京都世田谷区上用賀一―一―二
森岡　一智　東京都新宿区新宿一―五―四
岩沢　善明　東京都荒川区西日暮里二―三〇―二
飯尾　章二　岡山県岡山市南区新保一〇五
福本　潤一　広島県広島市南区翠一―一〇―二八
畠田　直教　埼玉県蕨市北町四―一〇―二八
中澤　陸平　京都府京都市伏見区深草西浦町二―一一三―五
久保　朝照　東京都八王子市東町一―一一
大川　芳文　埼玉県北足立郡伊奈町大字大針一一三六―一
若竹　照男　東京都品川区東五反田五―二二―三七
清家　清士　大阪府羽曳野市野々上四―六―三
村瀬　英幸　東京都新宿区西新宿五―四―一〇
福田　恵之　東京都港区高輪三―一九―八
山口直次郎　神奈川県相模原市中央区水郷田名二―一二―四〇
古川　圭吾　東京都新宿区大京町一九
遠山　優　岡山県苫田郡鏡野町馬場六五一―一
堀井　哲哉　東京都港区麻布十番一―二―七
鈴木　雄一　神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町二―一〇―八

海老沢富士男　茨城県水戸市千波町二五六三
天沼　英紀　東京都豊島区西池袋一―二九―五
森下　明　長崎県平戸市木引田町四七七
森田　京子　神奈川県相模原市緑区東橋本二―八―八
吉田　正信　北海道函館市美原五―四九―四
濱口　紀子　東京都世田谷区上用賀一―一―二
青山　博之　東京都新宿区新宿一―五―四
憲　東京都荒川区西日暮里二―三〇―二
瀬川　祐也　岡山県岡山市南区新保一〇五
福本　潤一　広島県広島市南区翠一―一〇―二八
畠田　良江　埼玉県蕨市北町四―一〇―二八
髙橋　元　京都府京都市伏見区深草西浦町二―一一三―五
下城俊二郎　東京都八王子市東町一―一一
児玉　唯子　埼玉県北足立郡伊奈町大字大針一一三六―一
若竹　照男　東京都品川区東五反田五―二二―三七
清士　清家　大阪府羽曳野市野々上四―六―三
小濱　保　東京都新宿区西新宿五―四―一〇
小笠原浩之　東京都港区高輪三―一九―八
遠藤　勝見　神奈川県相模原市中央区水郷田名二―一二―四〇
小谷野和俊　東京都新宿区大京町一九
浅野　徹哉　岡山県苫田郡鏡野町馬場六五一―一
市川　豊　東京都港区麻布十番一―二―七
武智　健太　神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町二―一〇―八

○財務省告示第三百五十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十九日　財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
一三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九一一・一〇号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	タイ
六五	関税率表第七二〇二・一一号又は第七二〇二・一九号に掲げる物品	南アフリカ共和国
七七	関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一二・一一・〇〇号、第八一一二・二一号、第八一一二・二二号、第八一一二・二九号、第八一一二・五一号、第八一一二・五二号、第八一一二・九二号、第八一一二・九九号又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	南アフリカ共和国

○国土交通省告示第千二百十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2242	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　EBDK　F―VE―2	ダイハツ　EBD―S201P、ダイハツ　EBD―S211P、ダイハツ　EBD―S201C、ダイハツ　EBD―S211C、ダイハツ　EBD―S321V（過給機無原動機搭載車に限る）、ダイハツ　EBD―S331V（過給機無原動機搭載車に限る）、ダイハツ　EBD―S321W、ダイハツ　EBD―S331W	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町1番1号
㊒G―2243	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　EBDK　F―DET―2	ダイハツ　EBD―S321V（過給機付原動機搭載車に限る）、ダイハツ　EBD―S331V（過給機付原動機搭載車に限る）	〃
㊒G―2250	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ABAK　F―DET―2	ダイハツ　ABA―S321G、ダイハツ　ABA―S331G、スバル　ABA―S321N、スバル　ABA―S331N	〃
㊒G―2256	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　GBDK　F―VE―3	ダイハツ　GBD―S321V、ダイハツ　GBD―S331V	〃

○国土交通省告示第千二百十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2254	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA―MR20―7B30C	ニッサン　DBA―B30	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地　日産自動車株式会社　〃
㊒G―2255	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA―MR20―7B30D	ニッサン　DBA―NB30	〃